

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令の一部を改正する政令案
規制の名称	照明器具及び電球のエネルギー消費効率の向上を進める政策
規制の区分	新設、 改正 、 補充 、緩和、廃止
担当部署	経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー課
評価実施時期	平成31年1月
規制の目的、内容及び必要性	<p>①規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン) 現行のトップランナー制度は、「蛍光灯のみを主光源とする照明器具」及び「エル・イー・ディー・ランプ」のみを規制対象としているが、現行の規制対象を拡大し、目標水準をエル・イー・ディーのエネルギー消費性能水準を踏まえたものとしなければ、これ以上高効率照明の出荷比率を向上させることは難しく、この水準が維持されると予測される(ベースライン)。</p> <p>②課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあっては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性) [課題及びその原因] エル・イー・ディー・電灯器具は、照明器具として蛍光灯器具と同等の用途で使用されており、エル・イー・ディー・ランプは、白熱電球等と同等の用途で使用されている。こうした状況の中で、現行のトップランナー制度は、照明器具についてはエル・イー・ディー・電灯器具を対象としていないため、エル・イー・ディーの優れたエネルギー消費効率を踏まえた目標を設定できておらず、また、電球については一定の出荷比率を有している白熱電球などを規制の対象としていないため、照明器具や電球全体としてエル・イー・ディー等による高効率化を促せていない。</p> <p>[規制以外の政策手段の内容] 現行の規制対象となっていない照明器具及び電球の製造事業者等に対してエネルギー消費効率の向上の取組を促すためのガイドラインを作成するとともに、その周知を行う任意の措置とすることも考えられるが、ガイドラインは、事業者に対して法的な義務を課すものではないため、実効性の確保が困難であり、課題の解決手段として適切ではないと判断される。</p> <p>[規制の内容] 本規制案は、照明器具や電球全体としての一層のエネルギー消費効率の向上を図るため、同等の用途や市場で使用されている、エル・イー・ディー・電灯器具、白熱電球器具及び蛍光灯器具を「照明器具」として、エル・イー・ディー・ランプ、白熱電球及び蛍光灯を「電球」として、一元的に特定エネルギー消費機器とし、そのエネルギー消費効率の向上を促す。</p> <p>[規制以外の政策手段の内容] 現行の規制対象となっていない照明器具及び電球の製造事業者等に対してエネルギー消費効率の向上の取組を促すためのガイドラインを作成するとともに、その周知を行う任意の措置とすることも考えられるが、ガイドラインは、事業者に対して法的な義務を課すものではないため、実効性の確保が困難であり、課題の解決手段として適切ではないと判断される。</p>
直接的な費用の把握	<p>費用の要素</p> <p>③「遵守費用」は金銭価値化(少なくとも定量化は必須)</p> <p>(遵守費用) エネルギー消費機器等製造事業者等は、目標年度までに告示で定める基準値の達成が求められるため、抜く製品の設計・仕様の見直しや開発などの対応が必要となるが、機器の省エネ性能には差異があるため、必要となる投資額について定量的な費用の推計は困難である。性能の表示義務への対応については、カタログへの印刷等の費用が追加で必要になると考えられるが、従来のカタログ等に記載内容を追加することで対応が可能であるため、その追加費用は限定的である。また、規制導入時には、エネルギー消費機器等製造事業者等による研究開発・設備投資のコスト回収のための一時的な値上りが予想されるが、省エネ性能の高い機器の普及によりコストが回収され、価格が安定していくことから価格上昇は限定的である。</p> <p>(行政費用) ④規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意 (規制の緩和ではないため該当せず。)</p>
直接的な効果(便益)の把握	<p>便益の要素</p> <p>⑤効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要 本規制は、新たに省エネ法の規制対象となる照明器具及び電球の製造事業者等に対するエネルギー消費効率の向上等に係る義務を通じて長期エネルギー需給見通し(平成27年経済産業省決定)の実現に寄与するもの。具体的には、2030年までに家庭部門においては原油換算で約200万kl、業務部門においては約230万kl、産業・転換部門においては約110万klの省エネが見込まれている。</p> <p>⑥可能であれば便益(金銭価値化)を把握 例えば、本規制の導入を通じて照明器具や電球の効率が向上し、これを利用する事業者や消費者の省エネ取組が進むことで、我が国全体のエネルギーコストの削減にも寄与する。照明器具や電球の使われ方は様々であり、エネルギーコストの削減を定量化するのは困難であるが、長期エネルギー需給見通しで見込む約540万klの省エネについて、一定の仮定を置いて単純に電気料金に換算すると約5,800億円に相当する。</p> <p>⑦規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計 (規制の緩和ではないため該当せず。)</p>
副次的な影響及び波及的な影響の把握	<p>⑧当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要 温室効果ガスの削減に向けた国際的な動き等を踏まえると、今後、照明器具や電球を含むエネルギーを多く用いる機器のエネルギー消費効率の向上の重要性は一層高まると考えられる。本規制によりエネルギー消費効率の目標を定めることにより、その目標を達成するため、企業のエネルギー消費性能向上に関する技術力がより向上すると考えられ、我が国の国際競争力の向上に資することも期待される。</p>
費用と効果(便益)の関係	<p>⑨明らかとなった費用と効果(便益)の関係を分析し、効果(便益)が費用を正当化できるか検証 本規制の導入に伴い、エネルギー消費機器等製造事業者等や機器の使用者、行政機関に追加費用が発生すると考えられるものの、その程度は限定的であり、温室効果ガス削減の観点からも重要な長期エネルギーミックスの達成への貢献や使用に伴うエネルギーコスト低減、エネルギー消費機器等製造事業者等の競争力の強化への寄与を踏まれば、便益が費用を上回ると考えられる。</p>
代替案との比較	<p>⑩代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果(便益)の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明 [代替案の内容] 本規制の代替案としては、トップランナー制度による規制を行わず、エネルギー消費機器等製造事業者等に対して、当該性能の表示のみを義務化することによりエネルギー消費性能の向上を図ることが考えられる。</p> <p>[費用・効果] エネルギー消費性能の表示のみを義務化した場合、消費者を意識してエネルギー消費性能の向上に努める製造事業者等の増加が期待される一方で、消費者は初期投資(価格)を優先する場合もあるため、低価格を重視して努力を怠る製造事業者等も排除できず、照明器具や電球の十分な高効率化は見通せない。また、努力する製造事業者等にとっては普及による価格低減が進みにくい状況が予想され、努力を妨げる可能性も懸念される。</p> <p>[規制案と代替案の比較] 規制案と代替案を比較すると、規制案は製造事業者等によるエネルギー消費性能の向上に向けた努力が確実に見込まれるため、規制案を採用することが適当と判断し、規制案を採用することとする。</p>
その他の関連事項	<p>⑪評価の活用状況等の明記 総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会において、トップランナー制度の見直しによる新たな規制対象について、現行の省エネ法で規定されている3つの要件、①我が国において大量に使用されているエネルギー消費機器であること、②その使用に際し相当量のエネルギー消費機器であること、③そのエネルギー消費機器に係るエネルギー消費効率向上を図ることが特に必要なものであることを満たしていることが確認された。その後、省エネルギー小委員会の下に「照明器具等判断基準ワーキンググループ」が設置され、基準策定に関する基本的考え方(原則)に基づき、目標年度や目標基準値、測定方法など技術的な議論を含めた審議・取りまとめが行われ、照明器具及び電球の新たな基準案が妥当とされた。</p>
事後評価の実施時期等	<p>⑫事後評価の実施時期の明記 本規制については、法律において見直し条項を置いていないため、規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)において「見直し条項」がないものについては、「見直し周期」を設定し、「見直し周期」は最長5年とする。』と定められていることに則り、5年後を目途に、事後評価を実施する。</p> <p>⑬事後評価の際、費用、効果(便益)及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。 省エネ法に基づく報告徴収等を通じて、今回の改正に伴って新たに特定エネルギー消費機器となる照明器具及び電球の製造事業者等が製造及び輸入する機器のエネルギー消費効率、出荷台数等を把握することにより、費用対効果及び間接的影響を確認することとする。</p>
備考	